福山港港湾計画書

一 一部変更 一

平成 30 年 3 月

福山港港湾管理者 広 島 県 本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- 平成 10 年 2 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成10年3月 港湾審議会第165回計画部会 の議を経、その後の変更については、
 - 平成 12 年 2 月 福山港地方港湾審議会
 - 平成 12 年 12 月 福山港地方港湾審議会
 - 平成 14 年 3 月 福山港地方港湾審議会
 - 平成 19 年 1 月 福山港地方港湾審議会
 - 平成 19 年 3 月 交通政策審議会第 23 回港湾分科会
 - 平成 20 年 8 月 福山港地方港湾審議会
 - · 平成 25 年 5 月 福山港地方港湾審議会
 - 平成 25 年 6 月 交通政策審議会第 52 回港湾分科会
 - 平成 26 年 2 月 福山港地方港湾審議会
 - 平成28年2月 福山港地方港湾審議会
 - 平成 30 年 3 月 福山港地方港湾審議会

の議を経た福山港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更	理由	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
港湾	節施設の	規模	及で	び面	置		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	
1	公共埠	頭計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	
2	水域施	設計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	
港湾	の環境	の整	備	及ひ	、保	全		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	
1	廃棄物	処理	計画	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	
土地	造成及	び土	地和	钊用	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	
1	土地造	成計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	
2	土地利	用計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	
その	他重要	事項	į	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
1	国際海	上輸	送約	罔又	には	国	内	海	上	輸	送	網	(T)												
	拠点と	して	機能	能す	つる	た	め	に	必	要	な	施	設		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
2	大担棋	州雲	**	套協	譮					•												•		1	1

変更理由

- 1 船舶の大型化に対応するため、箕島地区、箕沖地区において公共埠 頭計画を変更するとともに、水域施設計画、土地造成計画、土地利用 計画を変更する。
- 2 大規模地震災害時における緊急物資輸送等に資するため、また幹線 貨物輸送の拠点としての機能を維持して経済活動への影響を最小限 にするため、箕島地区、箕沖地区において大規模地震対策施設計画を 変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 箕島地区

船舶の大型化に対応し、鋼材、金属製品等の外貿貨物を円滑に 取り扱うため、以下の施設について計画を変更する。

水深 1 3 m 岸壁 1 バース 延長 2 6 0 m [新規計画] FB24C 水深 7.5 m 岸壁 4 バース 延長 5 2 0 m [既設]

水深5.5m 岸壁5バース 延長450m [既設] FB13C~FB17C

FB18C~FB20C

埠頭用地 13ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) (うち12ha既設) [既定計画の変更計画]

既設

水深 7.5 m 岸壁 4 バース 延長 5 2 0 m 水深 5.5 m 岸壁 5 バース 延長 4 5 0 m 埠頭用地 1 2 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

1-2 箕沖地区

船舶の大型化に対応し、外貿コンテナ貨物を円滑に取り扱うため、以下の施設について計画を変更する。

水深12m 岸壁1バース 延長240m

[既定計画の変更計画] FB23C

水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 5 0 m (コンテナ船用) 「既設の変更計画 FB22C

水深10m 岸壁1バース 延長170m (コンテナ船用) 「既設の変更計画] FB21C

埠頭用地 18ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) (うち11ha既設) [既定計画の変更計画]

既設

水深10m 岸壁2バース 延長340m 既定計画

水深12m 岸壁1バース 延長240m 埠頭用地 17ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち11ha既設)

2 水域施設計画

公共埠頭計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり 変更する。

2-1 航路

福山港分岐航路 水深11m 幅員300m (うち幅員200mは水深13m)

「既設の変更計画]

既設

福山港分岐航路 水深11m 幅員300m

2-2 泊地

箕島地区

水深13m 面積4ha [新規計画]

水深7.5m [既設の変更計画]

既設

水深7.5m

箕沖地区

水深12m 面積2ha [既定計画の変更計画]

水深12m 面積1ha [既設の変更計画]

水深10m [既設の変更計画]

既設

水深10m

既定計画

水深12m 面積 2ha

2-3 航路·泊地

箕島地区

水深13m 面積19ha [既設の変更計画] 水深11m [既設の変更計画]

既定計画

水深11m

箕沖地区

水深12m 面積37ha [既設の変更計画] 水深10m [既設の変更計画]

既設

水深10m

既定計画

水深12m 面積27ha

港湾の環境の整備及び保全

1 廃棄物処理計画

浚渫土砂、一般廃棄物、産業廃棄物1,590万m³を廃棄物埋立護 岸により埋立処分するため、廃棄物の処理計画について、以下のとおり 変更する。

箕沖地区 海面処分用地 33ha[既定計画の変更計画]

箕沖地区 海面処分・活用用地 5 h a [既定計画の変更計画]

田尻地区 海面処分用地 174ha「既定計画」

なお、箕沖地区の海面処分・活用用地について、廃棄物処理の終了した用地は、埠頭用地4ha、交通機能用地1haとして土地利用を図る。 [既定計画の変更計画]

既定計画

浚渫土砂、一般廃棄物、産業廃棄物 1, 470万m³を廃棄物 埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物の処理について、次の とおり計画する。

箕沖地区 海面処分用地 37ha

箕沖地区 海面処分・活用用地 4 h a

田尻地区 海面処分用地 174ha

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画変更に伴い、土地造成及び土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地造成計画

公共埠頭計画の変更に伴い、次のとおり計画する。

(単位:ha)

用途地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱 施設 用地	海面処分用地	合計
箕島	(1) 1							(1) 1
箕沖	(5) 5				(1) 1		(33) 33	(39) 39

- 注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する 土地利用計画で内数である。
- 注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
- 注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

2 土地利用計画

公共埠頭計画の変更に伴い、次のとおり計画する。

(単位:ha)

								1
用途地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱 施設 用地	海面 処分 用地	合計
箕島	(13) 13	(11) 11			(4) 4			(28) 28
箕沖	(18) 18	(1) 1	(131) 131	5	(3) 3	(18) 18	(33) 33	(203) 209

- 注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する 土地利用計画で内数である。
- 注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
- 注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画する施設及び既に計画されている施設のうち、本港が国際海 上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設 は以下のとおりである。

福山港分岐航路 水深11m 幅員300m (うち幅員200mは水深13m)

[既設の変更計画]

箕島地区

水深13m 岸壁1バース 延長260m [新規計画] FB24C 泊地 水深13m 面積4ha [新規計画] 航路・泊地 水深13m 面積19ha [既設の変更計画]

箕沖地区

水深12m 岸壁1バース 延長240m

[既定計画の変更計画] FB23C

水深12m 岸壁1バース 延長250m

[既設の変更計画] FB22C

泊地 水深12m 面積2ha [既定計画の変更計画] 水深12m 面積1ha [既設の変更計画]

航路・泊地 水深12m 面積37ha [既設の変更計画]

2 大規模地震対策施設

(1) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設 大規模地震等の発生時において、緊急物資等の輸送機能を確保するために必要な施設を次のとおり計画する。

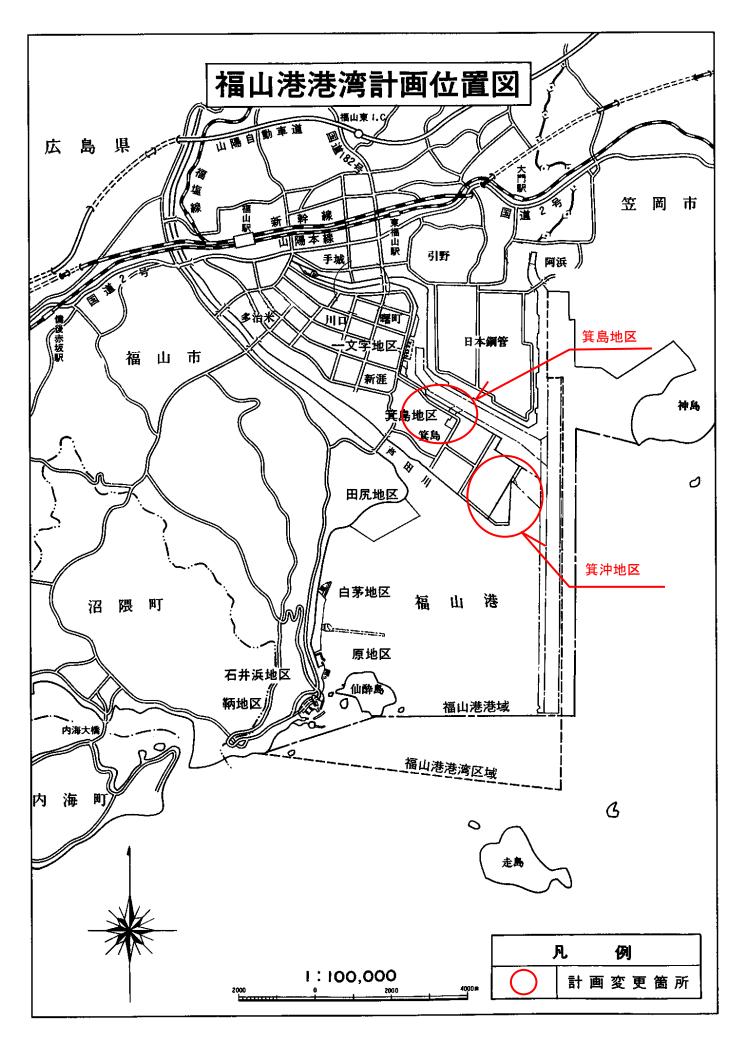
箕島地区

水深7.5m 岸壁1バース 延長130m [新規計画]

(2) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設 今回計画する施設及び既に計画されている施設のうち、幹線貨物輸送 の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

箕沖地区

水深12m 岸壁1バース 延長250m 「新規計画」



福山港 港湾計画図 (箕島・箕沖地区)

